

こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS

期待される「首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」 市川調停協会 会長 阿多 真人	1
第9回首都圏弁護士会支部サミット 開催テーマが決定しました	2
市民の方へのページ 弁護士 土屋 寛敏	3
千葉県弁護士会京葉支部 会員紹介	4

期待される「首都圏弁護士会支部サミット in 船橋」



市川調停協会
会長 阿多 真人

本年11月12日、「千葉家庭裁判所の支部への昇格、千葉地方裁判所の支部の開設を求めて」をテーマとする千葉県弁護士会京葉支部主催の掲題の大会につきまして私ども市川調停協会は諸手を挙げて賛同し期待するものでありますが、それには長年に亘る我が調停協会の切なる支部昇格の悲願があったからであります。

現在、千葉地方裁判所本庁の管轄下には佐倉・一宮・松戸・木更津・館山・八日市場・佐原からなる七つの支部が置かれており、同時に千葉家庭裁判所本庁の各支部もこの地裁支部内に併設されております。

しかしながらこの支部群の中に市川は見当たりません。

昭和22年市川簡易裁判所開設以来3回に亘る支部昇格の請願が行われましたが未だにこれが実現せず、簡易裁判所のまま据え置かれている現状です。

家庭裁判所にいたっては上記7支部に対し、市川にはこれが存せず、本庁出張所が置かれているに過ぎない状態であります。

簡易裁判所や出張所では、取り扱われる事件の大きさや種類に制約があり、市川で扱う調停事件でさえ、これが裁判に進展する事態になった場合は本庁扱いとなるケースが生じ、本庁に出向かなければなりません。

市川管内はその地理的社会的条件により、複雑な都市型事件が多いと云われております。

また人口も現在124万人に達しておりますが、これを都道府県別人口で比較すれば全国33番目の大分県を上回り、政令指定都市仙台市とほぼ同数となっております。

さらに事件数においても市川は本庁、松戸支部に次ぐ多さであり、調停員数も同様であります。

このために、現在の庁舎は手狭となっており、玄関入り口で事件当事者が鉢合せしたり、調停室数が足りず次回期日が伸びすぎたり、部屋が狭いために調停員がとる記録が対面する当事者に丸見えだったり等々不都合な点は多々あり、我々調停員に限らず、裁判所利用者全員が不便な思いをしているのが現状です。

このような状況を鑑みれば支部昇格は極めて自然な流れと云うより遅すぎる感があるといってもいいすぎではありません。

そこで時機を得たこのサミットは我々調停協会のみならず、行政をはじめ広く一般市民の願望実現のチャンスであります。皆で力を合わせ応援します。

第9回首都圏弁護士会支部サミット開催テーマが決定しました!

私たちのまちに裁判所「支部」を創ろう!!

～身近で、利用しやすく、頼もしい司法を目指して～

支部サミット実行委員会では、本年11月12日に開催されます首都圏弁護士会支部サミットの開催テーマを検討してまいりましたが、この度正式に開催テーマを決定致しました。

私たち支部サミット実行委員会は、「こち京」の中でもこれまでに開催された支部サミットの開催テーマなどのご報告を行ってきましたが、開催テーマは支部サミットの方向を決定する



重要なものです。

現在、船橋市・市川市・浦安市の3市の人口を合わせると120万人を超え、今後も人口の増加が予想されます。しかしながら3市を管轄する裁判所は市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所しかなく、利用できる訴訟などは限られており、一般の皆様にご利用し易い司法であるとは言い難い状況です。

私たち支部サミット実行委員会では、このような現状を一般の皆様にご覧いただき、同時に、どうすれば一般の皆様にご利用し易いと感じてもらえるのかといった問題提起を行い、一般の皆様と共に「利用し易い司法」について考えていきたいと思っています。

支部サミット当日は、開催テーマに沿った形で様々なイベントを行いますので、皆様お誘いあわせの上でご来場をお待ちしております。

支部サミットのブログを始めました

支部サミット実行委員会では、皆様に千葉県弁護士会京葉支部及び首都圏弁護士会支部サミットをもっと知っていただくため、ブログ「支部サミット in 船橋」を立ち上げました。

ブログでは、サミット会報「こち京」よりも柔らかい切り口で、支部サミットに関連する事柄や船橋市・市川市・浦安市のまちの情報などを取り上げております。

ほぼ毎日(?)実行委員のメンバーなどによってブログを更新していますので、是非一度ご覧下さい。

<http://d.hatena.ne.jp/bengoshikaikaiyo/>



市民の方へのページ

高齢者サポートセンターの利用による安心した老後の送り方



弁護士 土屋 寛敏
土屋法律事務所
船橋市前原西2-32-5
結城ビル4階
電話：047-471-5129

安心した楽しい老後を送るために、財産管理委任契約と任意後見制度を利用したらいかがでしょうか。

これらの制度を利用し、法律・税務・福祉の専門家が協力しながら、高齢者の方の生活（経済）・健康・承継の3点を一つの窓口で全体的にサポートしようという高齢者サポートセンター設立の動きが各地にみられます。どのようにして、各専門家が協力して高齢者の方をサポートしていくのか具体的に説明します。

1 まずはご自分で、現状把握を基に将来について設計します。

(1) 現在の財産と収支を整理して、「財産目録」と「年間収支表」を作成し、今後の経済面での生活設計を立てます。

(2) 介護保険ガイド等で福祉サービスの概略を知っておきます。

2 次に、財産と収支および福祉サービス利用について、専門家による客観的視点からのチェックを受けます。

(1) 安心した老後を送るには現在の収支でよいのか、まずは一度、上の「財産目録」と「年間収支表」を持参し、客観的なチェックをしてもらうとともに、財産の管理方法や福祉サービスの利用、遺言等についての心配事を弁護士・税理士・福祉士に相談してみます。

(2) つぎに、上の「財産目録」および「年間収支表」をもとに、定期的に預金等の変動と収支を記入して、弁護士による財産収支状況の定期的継続的チェックと指導助言を受けます。

この定期的継続的チェックにより、弁護士が本人の財産と収支の状況を把握して指導助言すれば、生活面での安心が得られます。また、将来必要となったときに直ちに、弁護士が福祉サービスの専門家とともに本人の負担能力に応じた最適の福祉サービスの選択について助言できるため、健康面での安心も得られます。さらには、相続時の財産の透明性確保により相続時の争いがなくなり、あげて喜びもらって喜ぶ相続の実現という承継面での安心も得られます。

3 判断能力に不安を感じ出したら、自分の意志を反映

させながら、一定の財産を自分にかわって具体的に管理してもらう財産管理委任契約を弁護士と締結して、現実に財産管理をはじめてもらいます。

4 また、自分の財産をどのように残すか遺言の作成を検討します。

(1) 現在の財産と収支および将来の設計から、相続財産として残せる遺産の概算を算出し、予測される相続税額を税理士に算出してもらったうえで、誰に何を残したいのかとその理由を整理します。

さらに、相続税額に見合った資金をどこから出すのか、相続税を抑える方法はあるのかも同時に検討していきます。

(2) また、弁護士が財産収支の定期的チェックに加えて遺言内容への指導助言もすれば、遺産の範囲に関する不信感を払拭できるだけでなく、本人の意思について関係者に対する法的な説明もできるため、相続人の納得も得やすくなります。

5 判断能力が低下したら、事前に契約しておいた任意後見制度を発動してもらい、自分が依頼した任意後見人弁護士に、自分の希望した方法での財産管理と福祉サービスの利用をしてもらいます。

6 亡くなられたときには、財産管理人・任意後見人である弁護士が委任を受けていれば、生前の債権債務の受領支払や葬儀・納骨・供養等をなします。また、遺言で遺言執行者に選任されていれば、遺言の執行をなします。

7 以上の制度を上手に利用することで、生活・健康・承継の3点から安心した楽しい老後をお送りしていただきたいと思います。

船橋商工会議所 専門相談応じ隊

船橋商工会議所では、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、日本政策金融公庫による定例の無料相談会を実施しております。

弁護士相談については、当支部の弁護士が相談を担当しております。

お申込み・お問合わせ先

船橋商工会議所中小企業相談所 商業振興課

☎：047-435-8211

会員紹介

弁護士 茅山 糧也

(かやま りょうや)

弁護士法人船橋中央法律事務所
船橋市本町2-1-34
船橋スカイビル3階
電話：047-437-0951
HP：<http://www.funabashichuolaw2.com>

弁護士法人船橋中央法律事務所の代表を務めております、弁護士の茅山糧也と申します。当事務所は平成20年5月に開業し、現在法人・個人を問わず多数のお客様から御依頼を頂いております。現在は地元企業様の法的サポートに力を入れており、個別の紛争対応はもちろんのこと、顧問弁護士契約の締結にも積極的に応じさせて頂いております。現在は弁護士1名の体制ですが、年内中に弁護士3名の体制に移行し、より一層充実した法的サービスをご提供する体制が整う予定ですので、悩み事をお持ちの方は、お気軽にご相談頂ければと存じます。

弁護士 小島 千鶴

(こじま ちづる)

船橋本町法律事務所
船橋市本町2-1-34
船橋スカイビル4階
電話：047-495-3281
ブログ：<http://bengoshikojima.cocolog-nifty.com/blog/>

船橋生まれ、船橋育ちの純粋な(?)「ふなっこ」弁護士です。

平成14年に弁護士登録をして船橋市内の弁護士事務所で経験を積み、平成19年に独立して現在の事務所を開業しました。

弁護士としての生まれも育ちも「ふなっこ」ですね。

扱っている事件分野は民事事件、家事事件、債務整理などです。特殊な分野としては先物取引被害の事件を取り扱っています。

弁護士 山下 富佐子

(やました ふさこ)

牧野法律事務所
船橋市前原西2-13-13
大塚ビル5階
電話：047-472-4530
HP：<http://makino-law.com>

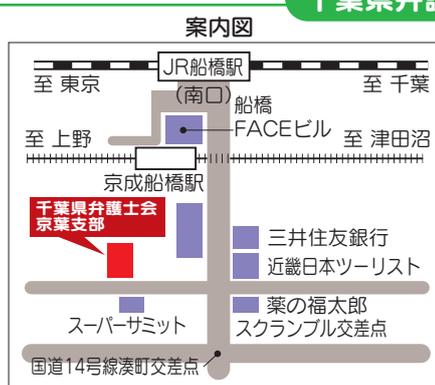
3人の子育てを終えてから、司法試験に挑戦し、平成12年、弁護士登録をしました。離婚事件、遺産分割、相続財産の管理人等の家事事件を多く手がけております。また弁護士会の住宅紛争審査会運営委員会、建築相談協議会推進委員会及び両性の平等に関する委員会にも所属しており、建築紛争の調停、仲裁等を行ったり、DV関係の仕事も多く、多忙を極めております。依頼者のために誠心誠意を尽くすことをモットーにしておりますので、宜しく願いいたします。

千葉県弁護士会京葉支部

「第9回首都圏弁護士会 支部サミット in 船橋」

平成23年11月12日(土)
午後2時～

JR船橋駅前
フェイスビル6階
「きららホール」
にて開催



住所：〒273-0005
千葉県船橋市本町1-10-10
船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775
FAX：047-437-3607

ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)

アクセス：JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

支部サミットのブログ：<http://d.hatena.ne.jp/bengoshikaikiyo/>

編集後記

今年は節電の影響で熱中症の危険性が高くなっているようです。
あまり無理をせずに体調管理を心がけましょう！

編集部

発行日：2011年8月10日

発行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#)